

沖縄県障害者基本計画（美らしま障害者プラン）を 変更したことについて（要旨の公表）

県は、障害者基本法第9条第2項の規定により策定した「沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン～」を平成21年6月16日に変更したので、同条第9項において準用する同条第8項の規定により、その要旨を次のとおり公表します。

平成21年6月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 変更にあたっての基本的な考え方

- (1) この変更が計画期間の中間年における見直しであることから、計画の基本理念や施策体系については変更しないこと。
- (2) 計画策定後における障害者自立支援法の制定や障害者施策に関する法律等に係る改正状況その他社会情勢の変化に関し必要な事項を加えること。
- (3) 計画策定後において制度の見直し、法令の改正等があったことに伴い、計画内容が現行制度に適合しないこととなった部分について所要の見直しを行うこと。
- (4) 障害者自立支援法第89条の規定により、平成21年3月30日に策定した第2期沖縄県障害福祉計画との整合性を確保すること。

2 変更計画の概要について

- (1) 計画変更に関する沖縄県障害者施策推進協議会の意見、関係福祉団体からの意見等を踏まえて、発達障害を有する障害児（者）に対する総合的な支援及び高次脳機能障害についての支援に関する施策の展開方向について計画に定めたこと。
- (2) 計画の後期（平成21年度から平成25年度までの5年間）の目標について第2期沖縄県障害福祉計画の目標との整合性を考慮して設定したこと。

（備考）前期の目標数値は、8目標、24項目、55分類

後期の目標数値は、8目標、20項目、82分類

3 変更後の計画（全文）及びその縦覧措置について

- (1) 変更後の計画 別添のとおり
- (2) 変更に係る変更箇所対照表 別紙（新旧対照表）のとおり
- (3) 変更後の計画を県庁2階行政情報センター、宮古行政情報コーナー及び八重山行政情報センターにおいて県民の閲覧に供するほか、インターネットの県ホームページで公表し、広く県民に周知することとしています。